

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	2 5	府 省 庁 名 厚生労働省	
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の拡充及び延長並びに中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の延長		
要望内容 (概要)	我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。 具体的には、世界の産業構造が新型コロナウイルス感染症の影響もあり急速に変化しつつある中、企業が研究開発投資を増加させるインセンティブの更なる向上を図るため、総額型の控除上限引上げ等を行うとともに、経済のデジタル化等に伴う研究開発手法の変化に合わせた制度の見直しを行う。 ○総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ ○クラウドサービスや製品開発のために用いられるツール等、自社利用ソフトウェアに係る試験研究費について、発生時損金処理と研究開発税制の税額控除対象試験研究費への算入 ○自社を実験場とした研究開発行為に係る規定の明確化（国税庁 Q&A における「事務能率・経営組織の改善に係る費用」の明確化） ○オープンイノベーション型の見直し（手続合理化等） ○総額型の控除率の上乗措置の適用期限の延長（2 年間延長（令和 4 年度末まで）） ○試験研究費の額が平均売上金額の 10%超の場合の上乗措置の適用期限の延長（2 年間延長（令和 4 年度末まで）） ○中小企業者等について、試験研究費が 8%超増加した場合の上乗措置の適用期限を延長（2 年間延長（令和 4 年度末まで）） 等		
関係条文	地方税法第 23 条第 1 項第 4 号、同法第 292 条第 1 項 4 号、同法附則第 8 条		
減収 見込額	[初年度] ▲92（▲1,483） [平年度] ▲111（▲1,531） [改正増減収額] — (単位：百万円)		
		ページ	2 5— 1

要望理由	(1) 政策目的 我が国の研究開発投資総額（平成 30 年度：19.5 兆円）の約 7 割（同：14.2 兆円）を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。あわせて、自律的なイノベーションエコシステムを構築する。 (2) 施策の必要性 我が国の民間企業は、国全体の研究開発投資総額の約 7 割を担っており、イノベーション創出にあたって中核的な機能を果たしている。我が国の経済成長力、国際競争力の維持・強化を図っていくためには、民間企業の創意工夫ある自主的な研究開発投資を促進していく必要がある。 しかしながら我が国は、長年主要国中第 1 位であった研究開発投資の対 GDP 比率で平成 21 年度に韓国に抜かれ、主要国中第 2 位であった民間の研究開発投資額でも平成 22 年度に中国に抜かれ、後塵を拝している。また、リーマンショック後、足許における主要国の研究開発投資伸び率を比較すると、我が国の伸び率は他国と比較して最も低く、大きな危機感を持たざるを得ない状況である。 特に近年、GAFAM（Google、Amazon、Facebook、Apple、Microsoft）、BATJ（バイドゥ、アリババ、テンセント、JD）、アジア半導体メーカーを中心に、潤沢なキャッシュフローを元手に、莫大な研究開発投資を継続しているが、対照的に日本企業の研究開発投資は伸び悩んでいる。 一般的に、研究開発投資は、企業にとっては「今すぐには稼げない」投資であり、その経済効果も後から生まれるものであることから、景気変動等に左右されやすく、短期的に見た場合には優先順位が低くなる。 また、研究開発投資は、一企業による投資が経済社会全体に波及し好影響を与える（スピルオーバー効果）いわゆる外部経済性を有するため、社会的に望ましい水準を下回り過小投資となりやすい性質も持つ。そのため、我が国の成長力・国際競争力の源泉となる研究開発活動を適正水準へと促し、さらに加速させるために政府による支援が必要である。 革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。 特に、近年は、第四次産業革命の進展に伴い、デジタル領域を中心に、研究開発が必要な領域は広がり、必要な研究開発投資の量も増大している。デジタル空間における研究開発は、GAFAM 等のデジタルプラットフォームが覇権を握ったが、今後は、製造現場、販売現場等のリアルなデータを個別産業において活用し、社会実装していくことが重要。この領域における競争に勝てるかどうか、日本経済が成長の軌道に乗れるかどうかの分水嶺になる。そのため、新型コロナウイルスの感染拡大による経済停滞により、企業収益が低迷する中であっても、大胆な R&D 投資を行い、リアルデータ・AI を活用してビジネスモデルの転換を図り、DX を強力に推進する企業を後押しすることが重要。 しかし、現行の研究開発税制では、「税額控除上限」の存在により、研究開発投資を増加させることに対するインセンティブが限定的であること、リアルデータ・AI を活用したビジネスモデルの転換に不可欠でありながら、クラウド環境で提供するソフトウェアに係るアルゴリズム構築等の研究開発行為が現行の税制対象になっていない等の制度的課題が存在。我が国企業の競争力を維持・拡充していくため、早急に是正が必要である。
本要望に対応する縮減案	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策評価】 基本目標：国民生活の向上に関わる科学技術及び医薬品等の研究開発の振興並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること 施策大目標：研究を支援する体制を整備すること 施策目標：厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施及び医薬品等の研究開発の促進並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること 【閣議決定等】 ○統合イノベーション戦略 2020 [令和 2 年 7 月 17 日閣議決定] 第Ⅲ部 各論 第 3 章 知の社会実装 （3）政府事業・制度等におけるイノベーション化の推進 ○目標 ＜研究開発投資の促進＞ ・政府研究開発投資目標（対 GDP 比 1%（第 5 期基本計画期間中の GDP の名目成長率を第 5 期基本計画策定当時の「中長期の経済財政に関する試算」（2015 年 7 月 22 日経済財政諮問会議提出）の経済再生ケースに基づくものとして試算した場合、期間中に必要となる政府研究開発投資の総額の規模は約 26 兆円となる。））及び官民研究開発投資目標（対 GDP 比 4%以上）の達成 ＜民間研究開発投資の促進＞ ○ 先進技術の社会実装等の促進に向け、AI 等ソフトウェアの研究開発及びそれを活用した新たなサービスの社会実装を強化するため、民間の研究開発投資を支援する関連制度等の見直しを検討する。 ○ 経済財政運営と改革の基本方針 2020（骨太の方針）[令和 2 年 7 月 17 日閣議決定] 第 1 章 新型コロナウイルス感染症の下での危機克服と新しい未来に向けて 5. 感染症拡大を踏まえた当面の経済財政運営と経済・財政一体改革 （2）感染症拡大を踏まえた経済・財政一体改革の推進 ～略～また、科学技術・イノベーション政策では、創薬研究、デジタル化・リモート化や AI・ロボットなどの社会課題解決に資する分野を中核に据えて取り組む。その際、予算の質の向上を図りながら、官民連携による戦略的な研究開発投資を促進し、「世界で最もイノベーションに適した国」の実現につなげる。～略～ 第 2 章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く 1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ 「ウィズコロナ」の経済戦略 （4）消費など国内需要の喚起 ～略～このため、AI・量子技術・水素等の脱炭素など最先端分野における研究開発を加速するとともに、複数年の取組である中小企業生産性革命推進事業をはじめとする予算や、出資・ファンド拡充による金融支援のほか、税制・規制改革も含め、あらゆる手段の活用を検討する。～略～ ○成長戦略フォローアップ[令和 2 年 7 月 17 日閣議決定] 4. オープン・イノベーションの推進 （2）新たに講ずべき具体的施策 ① 産学官を通じたオープン・イノベーションの推進 ア）企業発オープン・イノベーションの促進 ・工場等の現場データの活用について、民間企業によるソフトウェアの研究開発・実装を促進するための環境整備を行う。 ○Beyond 5G 推進戦略 ―6G へのロードマップ―[令和 2 年 6 月 30 日総務省] 4. Beyond 5G 推進戦略 4-2. 研究開発戦略 （3）具体的な施策 （研究開発税制による支援） 国の研究開発及び研究開発支援に加えて、民間による研究開発を強力に後押しするよう、研究開発税制において、デジタル関連の研究開発が十分に支援できているかを検証し、必要な改正を実施する。
	ページ	25—3

	政策の 達成目標	次期「科学技術・イノベーション基本計画」改定作業において精査中。
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	○クラウドサービスや製品開発のために用いられるツール等、自社利用ソフトウェアに係る試験研究費について、発生時損金処理と研究開発税制の税額控除対象試験研究費への算入 ○自社を実験場とした研究開発行為に係る規定の明確化（国税庁 Q&A における「事務能率・経営組織の改善に係る費用」の明確化） ○オープンイノベーション型の見直し（手続合理化等） （以上、適用期限の定めなし） ○総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ ○総額型の控除率の上乗措置の適用期限の延長 ○試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗せ措置 ○中小企業者等について、試験研究費が 8%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組み （以上、令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日（2 年間））
	同上の期間中 の達成目標	次期「科学技術・イノベーション基本計画」改定作業において精査中
ページ		25—4

	政策目標の達成状況	次期「科学技術・イノベーション基本計画」改定作業において精査中
有効性	要望の措置の適用見込み	○令和3年度適用件数見込み ・総額型 3,625 件／事業年度 ・中小企業技術基盤強化税制 5,389 件／事業年度 ・オープンイノベーション型 596 件／事業年
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	経済波及効果の試算 (総額型、オープンイノベーション型、高水準型) ・平成30年度減税額 5,858 億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果 ・平成30年度～令和9年度までの10年間に及ぼす ①GDP 押し上げ効果：9 兆 2,600 億円 ②雇用創出効果：約 115.9 万人 ③税收効果：約 1 兆 9,012 億円 (中小企業技術基盤強化税制) ・平成30年度減収額 357 億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果 ・平成30年度～令和9年度までの10年間に及ぼす ①GDP 押し上げ効果：1 兆 1,930 億円 ②雇用創出効果：約 14.9 万人 ③税收効果：約 2,450 億円 (出典：経済産業省「令和元年度産業技術調査事業（研究開発税制の今後の在り方に関する調査）」)
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	政府全体で様々な研究開発予算の要求が行われる予定

		予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く、中立的に促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 なお、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている中、我が国は予算措置及び税制措置ともに主要国に比べて低水準な状況にある。 民間研究開発投資に対する政府支援の対民間研究開発比率（2015） <table><tr><td></td><td>研究開発税制</td><td>補助金等</td><td colspan="2">合 計</td></tr><tr><td>日本</td><td>4.66%</td><td>1.17%</td><td></td><td>5.83%</td></tr><tr><td>米国</td><td>3.56%</td><td>9.17%</td><td></td><td>12.73%</td></tr><tr><td>英国</td><td>11.76%</td><td>9.04%</td><td></td><td>20.80%</td></tr><tr><td>仏国</td><td>19.35%</td><td>7.60%</td><td></td><td>26.95%</td></tr><tr><td>韓国</td><td>5.51%</td><td>5.20%</td><td></td><td>10.71%</td></tr><tr><td>中国</td><td>3.78%</td><td>4.41%</td><td></td><td>8.19%</td></tr><tr><td>6カ国平均</td><td>4.84%</td><td>6.10%</td><td></td><td>10.94%</td></tr></table> （出典：OECD Main Science and Technology Indicators）		研究開発税制	補助金等	合 計		日本	4.66%	1.17%		5.83%	米国	3.56%	9.17%		12.73%	英国	11.76%	9.04%		20.80%	仏国	19.35%	7.60%		26.95%	韓国	5.51%	5.20%		10.71%	中国	3.78%	4.41%		8.19%	6カ国平均	4.84%	6.10%		10.94%
	研究開発税制	補助金等	合 計																																							
日本	4.66%	1.17%		5.83%																																						
米国	3.56%	9.17%		12.73%																																						
英国	11.76%	9.04%		20.80%																																						
仏国	19.35%	7.60%		26.95%																																						
韓国	5.51%	5.20%		10.71%																																						
中国	3.78%	4.41%		8.19%																																						
6カ国平均	4.84%	6.10%		10.94%																																						
	要望の措置の妥当性	革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。 企業は、通常、研究開発等の企業行動により期待される税額控除の大きさを期待収益として取り込んだ上で、投資の可否を判断し、計画を策定する。税制が企業行動へのインセンティブ効果を持つためには予見可能性が必要であるが、新型コロナウイルスの感染拡大による経済低迷により、控除限度超過額が極端に多くなる状況では、研究開発インセンティブが相当程度低下し、税制が所期の政策効果を発揮することが困難になるおそれがある。もちろん、平年度においても一定程度の超過額が発生するものであるが、今回のような超過額の急増は、企業の経営判断の責任のみに帰することができず、企業の投資意欲に与える影響は看過できないものがある こうした状況に鑑み、収益が悪化する時期の控除可能額の急激な落ち込みを緩和するため、控除上限の引上を時限的に措置することは妥当であると考えられる。 なお、諸外国では、研究開発に対する税制優遇措置について控除上限を設定していない国も多い。さらに、諸外国では近年、法人税率を下げつつ、研究開発に対する税制優遇措置を維持・拡充する傾向にある。 また、現状の税制では、市場販売ソフトウェアに係る研究開発であれば税制の対象となるが、自社利用ソフトウェアに係る研究開発は税制の支援対象外であり、税制の中立性が損なわれていることから、本要望を通じて税制中立・公平な支援の実現を目指すことは妥当である。																																								
	ページ	25—6																																								

税負担軽減措置等の 適用実績	① 減収額実績 <中小企業技術基盤強化税制> 平成 28 年度 34 億円 平成 29 年度 38 億円 平成 30 年度 46 億円 <オープンイノベーション型> 平成 28 年度 0.21 億円 平成 29 年度 0.24 億円 平成 30 年度 0.44 億円 (出典：総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」)
ページ	25—7

税負担軽減措置等の
適用実績

(参考：国税)

① 減収額実績（うち、資本金 1 億円以下の法人分）

<総額型>

平成 28 年度 4,939 億円（48 億円）

平成 29 年度 6,102 億円（64 億円）

平成 30 年度 5,751 億円（57 億円）

<中小企業技術基盤強化税制>

平成 28 年度 260 億円（257 億円）

平成 29 年度 297 億円（296 億円）

平成 30 年度 357 億円（357 億円）

<高水準型>

平成 28 年度 45 億円（0.8 億円）

平成 29 年度 39 億円（0.8 億円）

平成 30 年度 23 億円（1.2 億円）

<オープンイノベーション型>

平成 28 年度 42 億円（1.6 億円）

平成 29 年度 81 億円（1.8 億円）

平成 28 年度 84 億円（3.7 億円）

② 適用事業者数（うち、資本金 1 億円以下の法人分）

<総額型>

平成 28 年度 3,568 法人（781 法人）

平成 29 年度 4,102 法人（1,186 法人）

平成 30 年度 3,822 法人（1,017 法人）

<中小企業技術基盤強化税制>

平成 28 年度 5,320 法人（5,302 法人）

平成 29 年度 5,411 法人（5,391 法人）

平成 30 年度 5,690 法人（5,674 法人）

<高水準型>

平成 28 年度 150 法人（102 法人）

平成 29 年度 147 法人（108 法人）

平成 30 年度 149 法人（110 法人）

<オープンイノベーション型>

平成 28 年度 397 法人（189 法人）

平成 29 年度 503 法人（234 法人）

平成 30 年度 580 法人（283 法人）

（出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」）

※前回要望時（令和元年度税制改正要望時）における平成 29 年度、平成 30 年度の総額型、中小企業技術基盤強化税制の減収見込額及び適用見込事業者数は、別紙に記載。

「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（平成 30 年度） ・ 都道府県民税 1,155,117 千円 ・ 市町村民税 3,501,447 千円
税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	○企業の研究開発費の推移（うち、資本金 1 億円未満の企業分） 平成 24 年度 121,705 億円（3,409 億円） 平成 25 年度 126,920 億円（3,491 億円） 平成 26 年度 135,864 億円（5,141 億円） 平成 27 年度 136,857 億円（4,404 億円） 平成 28 年度 133,183 億円（4,357 億円） 平成 29 年度 137,989 億円（3,955 億円） 平成 30 年度 142,316 億円（3,809 億円） （出典：総務省「科学技術研究調査」）
前回要望時の 達成目標	民間研究開発投資を 2020 年度までに対 GDP 比 3%以上とする。
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	平成 30 年度の民間企業の研究開発投資は、対 GDP 比 2.60%となっている（総務省「科学技術研究調査」）
これまでの要望経緯	昭和 42 年度 創設 増加した試験研究費の 25%税額控除 昭和 43 年度 拡充 12%を越える増加分…50%税額控除 12%以下増加分………25%税額控除 昭和 49 年度 縮減 15%を越える増加分…50%税額控除 15%以下増加分………25%税額控除 昭和 51 年度 縮減 増加した試験研究費の 20%税額控除 昭和 60 年度 拡充 基盤技術研究開発促進税制の創設 中小企業技術基盤強化税制の創設 昭和 63 年度 拡充 特定株式の取得価額の 20%を増加試験研究費として特別加算 平成 5 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の創設 （共同試験研究促進税制の創設） 平成 6 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 （国際共同試験研究促進税制の創設） 平成 7 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 （大学との共同試験研究を追加） 平成 9 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 （大学との共同試験研究を行う民間企業が自社内で支出する試験研究費を税 額控除の対象に追加）
ページ	25—9

これまでの要望経緯	平成 11 年度 拡充 比較試験研究費の額を過去 5 年間の各期の試験研究費の額の多い方から 3 期分の平均額とし、当期の試験研究費の額を超える場合（当期の試験研究費の額が、基準試験研究費の額〔前期及び前々期の試験研究費の額〕を越える場合に限る）には、その比較試験研究費の額を超える部分の金額の 15%相当額を税額控除する）制度へ改組。 特別税額控除限度額を当期の法人（所得）税額の 12%相当額（特別試験研究の額がある場合には、その支出額の 15%相当額を加算することとし、当期の法人（所得）税額の 14%相当額を限度）に変更。 縮減 基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑化法の特定事業者に係る特例の廃止。 平成 13 年度 拡充 特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試験研究機関等に該当する特定独立行政法人との共同試験研究を加える。 縮減 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造協同組合等が賦課する負担金の廃止。 平成 15 年度 創設 試験研究費総額の一定割合の税額控除制度の創設。 平成 18 年度 創設 試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創設。 縮減 税額控除率の 2%上乗せ措置の廃止。 平成 20 年度 創設 試験研究費の増加額×5%を税額控除する制度（増加型）の創設。 売上高の 10%を超える額×一定比率を税額控除する制度（高水準型）の創設。 平成 21 年度 拡充 産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後の同法に規定する試験研究独立行政法人と共同して行う試験研究に係る費用及び同法人に委託する試験研究に係る費用を加える。 拡充 （経済対策）試験研究費の総額に係る税額控除制度等について①平成 21、22 年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の 20%から 30%に引き上げるとともに、②平成 21、22 年度に生じる税額控除限度超過額について、平成 23、24 年度において税額控除の対象とすることを可能とする。 平成 22 年度 延長 増加型・高水準型の適用期限を 2 年間延長（23 年度末まで）。 平成 23 年度 縮減 試験研究費の総額に係る税額控除制度において、税額控除限度額を、当期の法人税額の 20%から 30%に引き上げる措置について適用期限延長せず。 延長 （平成 23 年 6 月再つなぎ法） 平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日の間に始まる事業年度においては、総額型における税額控除限度額を、当期の法人税額の 20%から 30%に引き上げる措置を延長。 平成 24 年度 延長 増加型・高水準型の適用期限を 2 年間延長（25 年度末まで）。 平成 25 年度 拡充 総額型の控除上限について、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日の間に始まる事業年度においては、総額型における税額控除限度額を、当期の法人税額の 20%から 30%に引き上げる。 平成 26 年度 拡充 上乗せ措置（増加型・高水準型）を 3 年間延長するとともに、増加型を、試験研究費の増加割合に応じて税額控除割合が高くなる仕組み（最大 30%まで）に改組。 平成 27 年度 拡充 総額型と特別試験研究費税額控除制度をあわせ、控除上限を 30%（総額型 25%、特別試験研究費税額控除制度 5%）にするとともに、両制度を恒久措置に改組。 特別試験研究費税額控除制度について、①控除率を 12%から 20%又は 30%へ引き上げるとともに、②対象費用（中小企業者等からの知財権の使用料）を拡大。 縮減 繰越控除制度の廃止。
-----------	--

これまでの要望経緯	平成 29 年度 拡充 増加型を廃止した上で、試験研究費の増減率に応じて総額型の控除率が変動する仕組みを導入（控除率の一部は 30 年度末まで）。 売上高試験研究費割合が 10%超の場合、その割合に応じて控除上限を上乗せできる仕組みを導入（30 年度末まで）。 中小企業者等について、試験研究費が 5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを導入（30 年度末まで）。 試験研究費の定義を見直し、第 4 次産業革命型のサービスの開発を支援対象に追加。 特別試験研究費税額控除制度の要件を緩和。 延長 高水準型の適用期限を 2 年間延長（30 年度末まで）。 平成 31 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の控除上限を登記の法人税額の 5%から 10%に引き上げるとともに、支援対象を拡大し、一部控除率を引上げ。 総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化。 高水準型を廃止し、試験研究費割合が 10%超の場合の控除率上乗せ措置を創設（令和 2 年度末まで）。 ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除上限の引上げ。 延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を 2 年間延長（令和 2 年度末まで）
------------------	--